安来市規則第３２号

　　　安来市お試しサテライトオフィス設置規則

（設置）

第１条　企業誘致を促進し、産業の活性化と雇用機会の創出を図るため、お試しサテライトオフィス （以下 「オフィス」という。） を設置する。

（名称及び位置）

第２条　オフィスの名称及び位置は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| お試しサテライトオフィス | 安来市安来町862番地5 |

（定義）

第３条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによる。

（１）サテライトオフィス等　拠点事務所から離れた場所で行うテレワーク（情報通信技術を活用して、場所や時間の制約を受けない柔軟な働き方をいう。以下同じ。）が常態的に可能な環境及び機能を有するサテライトオフィス並びに企業又は個人がオフィス空間や設備を共有するシェアオフィス、コワーキングスペース等の施設をいう。

（２）市外事業者　本社、支社、営業所、工場その他これらに類するものを市内に設置していない事業者をいう。

　（管理）

第４条　市長は、オフィスを常に良好な状態において管理しなければならない。

　（利用対象者）

第５条　オフィスを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、過去にオフィスを利用したことがない者に限る。

（１）市内にサテライトオフィス等の開設を検討している市外事業者

（２）市内において事務所の開設又は起業を検討している市外事業者

（３）市内においてサテライトオフィス等又は事務所の開設が確実と見込まれる市外事業者であって、その準備を行うため一時的な仮オフィスを必要としているもの

（４）その他オフィスを利用させることが適当であると市長が認めた事業者

（利用時間）

第６条　オフィスの利用時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

２　市長は、前項の規定にかかわらず必要と認めるときは、オフィスを臨時に休館することができる。

（利用期間）

第７条　オフィスの利用期間は、１時間以上１年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、１回に限り、１年を超え２年以内の範囲で利用期間の延長を認めるものとする。

２　利用期間の変更をするときは、次条の規定を準用する。

（利用の許可）

第８条　オフィスを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、その利用を許可しないものとする。

（１）宗教活動又は政治活動を目的とする事業者

（２）宗教活動を行う事業者

（３）貸金又は消費者金融事業を行う事業者

（４）商品先物取引に関する事業を行う事業者

（５）マルチ商法、マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法その他これらに類する方法で商品を販売する活動を行う事業者

（６）消費生活センター等の公的機関に苦情があり、紛争となっている事業者

（７）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第　　　１２２号）第２条に定める風俗営業（専ら飲食を主体とする食堂、レストラン等の営業を除く。）、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業の事業者

（８）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」

という。）であると認められる事業者

（９）法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者

（１０）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる事業者

（１１）暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、若しくは関与していると認められる事業者

（１２）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる事業者

（１３）オフィスの管理上支障があると認められる事業者

（１４）オフィス又はその付属設備を損傷するおそれがあると認められる事業者

（１５）用途の変更を伴う利用があると認められる事業者

（１６）前各号に掲げるもののほか、市長が特に適当でないと認める事業者

３　第１項の規定に基づきオフィスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用開始を希望する日の３日前までに利用許可申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

４　市長は、利用資格の調査上必要がある場合においては、申請者に対し必要と認める書類等の提示を求め、又は提出させることができる。

５　市長は、提出された利用許可申請書の内容を審査して利用の適否を決定し、その結果について利用許可通知書（様式第２号）又は利用却下通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

６　市長は、利用の許可に際し必要な条件を付することができる。

（利用料）

第９条　前条の許可を受けた申請者（以下「利用者」という。）のオフィスの利用に係る利用料は、別表のとおりとする。

２　安来市企業立地促進条例施行規則（平成２５年安来市規則第１１号）第６条に規定する通知を受けた企業の利用料は、無料とする。

３　市長は、公益上特に必要があると認めるときは、第１項の利用料を減免することができる。

（費用負担）

第１０条　利用者のオフィスの利用に係る電気代及びオフィスに備付けのインターネット接続機器に係る通信費については、市の負担とする。

２　次に掲げる費用は、利用者の負担とする。ただし、市長が利用者に負担させることが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

　（１）汚物及びほこりの処分等清掃衛生に要する経費

　（２）破損した小破修理に要する経費

　（３）消耗品費、印刷費、コピー料並びに利用者が持ち込んだ備品及び什器類に要する経費

（利用料の不還付）

第１１条　既に納付した利用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（１）利用者が、その責めに帰することができない理由によりオフィスを利用することができなくなったとき。

（２）市長が、オフィスの管理上特に必要があるため第１５条の規定により許可を取り消したとき。

（３）利用者が、利用開始の日前で規則で定める日までに利用の中止を申し出たとき。

　（利用者の遵守義務）

第１２条　利用者は、原則として市からオフィスの鍵を受け取り、オフィスを利用するものとする。この場合において、利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）オフィスの利用に係るアンケート及びヒアリングに協力すること。

（２）留守時に施錠するなどオフィスを善良な管理者の注意をもって管理すること。また、オフィスの鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。

（３）オフィス内は、禁煙とし、火気の取扱いに注意すること。

（４）備付けの備品、什器類等を適切に取り扱うこと。

（５）オフィスを清掃し、良好な状態の維持に努めること。

（６）ごみは、市長の指示に従い排出すること。

（７）オフィスの利用期間が満了し、又は利用者が利用をやめるときは、直ちにオフィスの鍵を市に返却すること。

（８）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（制限される行為）

第１３条　利用者は、オフィスにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

（１）寄附の要請その他これに類する行為

（２）興行を行うこと。

（３）展示会その他これに類する催しを開催すること。

（４）文書、図書その他の印刷物を貼付し、又は配布すること。

（５）宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為

（６）政治活動その他これに類する行為

（７）近隣の住民に迷惑を及ぼす行為

（８）オフィスの全部又は一部を転貸し、又は利用の権利を譲渡すること。

（９）オフィス内及びオフィスの敷地内で動物の飼育をすること。

（１０）建物の建築若しくは工作物の設置又は鍵の複製

（１１）前各号に掲げるもののほか、オフィスの利用にふさわしくない行為

（立入り）

第１４条　市長は、オフィスの防火、火災の延焼、構造の安全その他オフィスの管理上特に必要があると認めるときは、利用者の承諾を得ずにオフィス内に入ることができる。

２　利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

（許可の取消し）

第１５条　市長は、利用者に第１２条及び第１３条の規定に違反する行為があったと認めるときは、第８条の許可を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により許可を取り消した場合は、利用許可取消通知書（様式第４号）により利用者に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭で許可を取り消した後に、利用者に通知するものとする。

　（終了報告）

第１６条　利用者は、オフィス利用終了時（前条の規定により許可を取り消された場合を除く。）に終了報告書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（原状回復の義務)

第１７条　利用者は、オフィスの利用が終わったとき、又は第１５条の規定により許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

２　利用者は、前項の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、市長の指示に従わなければならない。

（損害賠償の義務）

第１８条　利用者は、故意若しくは過失によりオフィス及びその設備、備付けの備品、什器類等を破損し、汚損し、若しくは滅失したとき、又は前条の規定に基づく原状回復を行わないときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、その額の全部又は一部を免除することができる。

（事故責任）

第１９条　市長は、オフィスが市長の責めに帰すべき事由により安全性を欠いている場合を除き、オフィス内及びオフィス敷地内で発生した事故に対して、その責任を負わないものとする。

（その他）

第２０条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和５年７月１日から施行する。

別表（第９条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 利用料 |
| 1日を超えないとき | 1時間当たり | 円100 |
| 1週間を超えないとき | 1日当たり | 1,000 |
| 1月を超えないとき | 1週間当たり | 5,000 |
| 1月以上 | 1月当たり | 14,000 |

　備考

１　利用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に１０円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

　　２　利用時間には、利用前の準備並びに利用後の整理及び原状回復に要する時間を含むものとする。

３　利用時間に端数がある場合は、当該端数（利用時間に１時間未満の端数があるときは、これを１時間に切り上げた時間）を各区分に適用する。ただし、当該端数を切り上げた区分による金額の方が低い場合は、その額を適用する。

様式第１号（第８条関係）

利用許可申請書

年　　月　　日

　安来市長　様

申請者　住所

　　　　法人名等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（記名押印又は署名）

　お試しサテライトオフィスを利用したいので、安来市お試しサテライトオフィス設置規則第８条第３項の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用期間 | 　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 業種及び業務内容 | 　 |
| 利用者 | 所属部署 | 氏名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 電話番号（連絡先） |  |
| メールアドレス |  |
| 利用目的・理由 | □安来市内にサテライトオフィス等の開設を検討するため□安来市内において事務所の開設又は起業を検討するため□その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（誓約事項）

□利用許可申請書の記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

□安来市お試しサテライトオフィス設置規則第８条第２項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

□安来市お試しサテライトオフィス設置規則の内容を理解し、その内容を遵守することを誓約します。

（同意事項）

□お試しサテライトオフィスの利用等について、市長が報告を求め、又は調査を行うことに同意します。

※法人の登記事項証明書の写し（個人の場合は申請者の本人確認ができる書類）を添付してください。

※提供いただいた個人情報については、お試しサテライトオフィスの利用並びに安来市への企業誘致及び定住に関する情報提供のために利用します。

様式第２号（第８条関係）

利用許可通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

安来市長　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで利用許可申請がありました件につきましては、安来市お試しサテライトオフィス設置規則第８条第５項の規定により、下記のとおり許可します。

記

１　利用期間

　　　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

２　利用者

|  |  |
| --- | --- |
| 所属部署 | 氏名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

３　その他許可条件

様式第３号（第８条関係）

利用却下通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

安来市長　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで利用許可申請がありました件につきましては、安来市お試しサテライトオフィス設置規則第８条第５項の規定により、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

利用却下の理由

様式第４号（第１５条関係）

利用許可取消通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

安来市長　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで許可した件につきましては、安来市お試しサテライトオフィス設置規則第１５条第１項の規定により下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

１　利用許可取消しの理由

２　取消後の対応について

様式第５号（第１６条関係）

終了報告書

年　　月　　日

　安来市長　様

申請者　住所

　　　　法人名等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　（記名押印又は署名）

　お試しサテライトオフィスの利用が終了しましたので、安来市お試しサテライトオフィス設置規則第１６条の規定により下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用期間 | 　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| 利用期間に実施したこと。 |  |
| 利用した感想※安来市への立地にあたり感じたメリット、デメリットなど |  |
| 具体的な成果 | □勤務環境を確認することができた。□居住環境を確認することができた。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 立地に向けて今後相談したいこと。 | □支援制度に関すること。□人材確保に関すること。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 今後の意向 | □安来市内への立地に向け前向きに検討したい。□他自治体を含め引き続き検討する。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| その他感じられたこと。 |  |

※提供いただいた個人情報については、お試しサテライトオフィスの利用並びに安来市への企業誘致及び定住に関する情報提供のために利用します。